

生体部分肝移植の保険適用の経緯

●平成4年8月から平成10年3月まで高度先進医療

●平成10年4月から保険適用

生体部分肝移植 63,700点

- ・ 生きている者から摘出した肝臓の一部を、肝疾患を有する患者に移植する手術（摘出分は別に評価）
- ・ 対象疾患：先天性胆道閉鎖症、肝硬変等 計7疾患
- ・ 対象年齢：肝硬変及び劇症肝炎については15歳以下に限定

●平成16年1月に保険適用となる対象疾患等を拡大

- ・ 対象疾患：多発嚢胞肝、カロリー病等を追加 計9疾患
- ・ 対象年齢：肝硬変及び劇症肝炎の15歳以下の年齢制限を廃止

※肝硬変に肝細胞癌を合併している場合については、
遠隔転移と血管侵襲を認めないもので、肝内に径
5cm以下1個、又は径3cm以下3個以内が存在する
場合に限定